

原子力災害からの福島復興再生協議会
議事録

復興庁

第21回 原子力災害からの福島復興再生協議会 議事次第

日 時：令和2年8月30日（月）13：30～

場 所：ホテル福島グリーンパレス

1. 開会、挨拶
2. 国からの説明
3. 県からの説明
4. 意見交換
5. 閉会

○横山復興副大臣 それでは、定刻より多少前でございますけれども、全員おそろいでございますので、ただいまから第21回原子力災害からの福島復興再生協議会を開催いたします。

本日、司会を務めます復興副大臣の横山信一でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、会議の開催に当たり、議長であります田中復興大臣から皆様に御挨拶を申し上げます。

○田中復興大臣 皆さん、こんにちは。復興大臣の田中和徳でございます。

本日は、御多忙の中、本協議会に御参集をいただきまして、心より感謝を申し上げる次第でございます。

今年3月には、双葉町、大熊町、富岡町の一部地域で、帰還困難区域としては初めて避難指示が解除され、JR常磐線が全線開通をいたしました。また、福島イノベーション・コースト構想の中核をなす福島ロボットテストフィールドや福島水素エネルギー研究フィールドが全面開所するなど、本格的な復興に向けた動きが進みつつございます。

こうした動きをさらに加速するため、6月に改正された福島特措法等に基づき、住民の生活に必要な帰還環境の整備、移住・定住等の促進、福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進、産業・生業の再生、風評被害への対応等に取り組んでまいります。

国際教育研究拠点については、世界に誇るすばらしい拠点にすると同時に、産学官連携による新産業創出や人材育成を通じて地元貢献する拠点にもできるよう、復興庁が中心となって、関係地方公共団体等の意見を伺いながら、年内目途の成案に向けて検討を進めてまいります。

福島の復興・再生には、中長期的な取組が必要であります。7月の復興推進会議では、平成23年度から令和7年度の15年間における総額32.9兆円程度の新たな復興財源フレームを決定し、必要な財源の確保を行ったところであります。来年4月から始まる「第2期復興・創生期間」においても、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにもきめ細かく対応しながら、国が前面に立ってしっかりと取り組んでまいります。

被災地や被災者の皆様に大変な御苦勞をおかけしていることを忘れず、新型コロナウイルス感染症の情勢下においても、地元とは緊密に連携し、現場主義の復興・再生に全力を尽くしてまいりたいと存じます。

本日は、忌憚のない御意見をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○横山復興副大臣 続きまして、梶山経済産業大臣から御挨拶申し上げます。

○梶山経済産業大臣 皆様、こんにちは。経済産業大臣の梶山でございます。

本日は、皆様御多忙のところ、また、この猛暑の中、協議会に御参加をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水の対策、また、福島の復興は、経済産業

省の最重要課題であります。

東京電力福島原子力発電所においては、しっかりとこういうものを進めていくところがありますが、本日も皆様とともに福島の復興に向けた議論を深めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスへの対策も講じながら、廃炉に向けた取組が、安全確保を最優先に一步一步進められているところでもあります。

ALPS処理水の取り扱いにつきましては、御地元の皆様を中心に様々な関係者から御意見を伺ってまいりました。いただいた御意見も踏まえて、風評対策を含め、政府として責任を持って結論を出してまいりたいと考えております。現在の状況については、後ほど事務方から説明をさせます。

また、前回の協議会でも申し上げましたが、廃炉作業に地元企業の参画が進むことが重要であります。1、2号機の排気筒の解体作業は、地元企業の協力も得て5月に完了いたしました。また、コロナ禍により東京電力が防護服の調達先の多様化を進めていることを踏まえて、今後、地元企業からも調達を開始予定と聞いております。こうした参入事例を一つ一つ丁寧に積み上げて、廃炉関連産業の集積を図っていかねばならないと考えております。

廃炉・汚染水対策は、世界に前例のない困難な取組ではありますが、引き続き国も前面に立って、安全かつ着実に取り組んでまいります。

避難指示の解除につきましては、3月、帰還困難区域以外の避難指示を全て解除するとともに、双葉町、大熊町、富岡町において、帰還困難区域として初めて避難指示を解除いたしました。引き続き特定復興再生拠点の避難指示解除に向けて、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、特定復興再生拠点区域外につきましては、これまでも早急に方針を示してほしいとの御要望をいただいております。大変重く受け止めております。遅れることなく、しっかりと時間軸も示しながら、政策の方向性を検討してまいりたいと思っております。

本格的な復興に向けては、なりわいの再建と福島イノベーション・コースト構想を両輪で進めることが重要であります。

なりわい再建に向けて、新型コロナウイルスの感染拡大が被災事業者の二重の苦しみとなっております。そこで、官民合同チームが1800の事業者にはアリングを行い、支援策の活用をサポートしているところであります。

そうした中、マスクや防護服の製造、ITを活用して販路開拓などに新たに取り組む事業者も現れていると聞いております。こうしたチャレンジに敬意を表するとともに、国としても全力で応援をしてまいりたいと考えております。

福島イノベーション・コースト構想については、福島ロボットテストフィールドなど、産業集積の核となる拠点が順次開所をしております。

福島ロボットテストフィールドでは361件の実証が行われ、浜通り15市町村に新たに55

社のロボット関連企業が立地をしております。引き続き福島の一日も早い復興・再生に向けて、住民の皆様へ寄り添いながら、全力で取り組んでまいりたいと思っております。

本日は、忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

○横山復興副大臣 続きまして、小泉環境大臣から御挨拶申し上げます。

○小泉環境大臣 皆さん、こんにちは。環境大臣の小泉進次郎です。

いつもありがとうございます。特に今年は新型コロナウイルスの影響もある中で、日々福島の復興に向け、様々な取組に御尽力なさっていることに、心から感謝、敬意を表したいと思います。

環境省としても、新型コロナウイルスの対策に万全を期して、安全を第一として、安心して生活できる環境を取り戻す環境再生の取組を一つ一つ着実に進めているところです。

こうした取組に加えて、地域の強みを創造・再発見する未来志向の取組についても、環境省の知見を生かして取り組んでいきます。

その一つの象徴として、環境省は今年27日に、内堀知事と「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」を締結しました。環境省が県と単独でこのような形の締結をするのは初めてのことでありまして、これこそ環境省の福島の復興にかける思い、その意思を表したものだとは理解をしています。

本協定の下で、福島の自然資源活用により交流人口の拡大を目指すふくしまグリーン復興構想に基づいて、国立公園、国定公園の魅力向上を福島県と連携しながら推進していきたいと思っております。

また、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの一層の普及促進や、福島県産水素を活用した未来志向のまちづくりを推進してまいります。

なお、今日はドレスコードでノーネクタイと言われたわけですが、私があえて今日したのは、風力発電100%ネクタイなので、こういったことも新たな産業として福島でも根づいたらいいなという思いを表したものでもあるので、していない方は気になさらないでいただければと思います。

さらに、国立公園でのワーケーションなど、ポストコロナ社会を先取りした環境施策などの推進と、これらを通じた風評払拭について、環境省は福島県とともに取り組んでいく決意です。

今日は小椋村長がいらっしゃいますが、来週は磐梯朝日国立公園が70周年の節目を迎えます。私も調整がつけば出席をさせていただく予定であります。共にこういった国立公園の魅力をもっと高めていきたいと思っております。

現在、福島県下では、環境や持続可能性をキーワードにしたまちづくりを目指す取組が各所で動き出しています。先月、浜通りを訪問し、大熊・双葉環境まちづくりミーティングに参加しました。吉田町長、伊澤町長から、両町の目指す今後のまちづくりの方向性を伺い、また、参加された様々な世代や立場の地元の方々からも、脱炭素、再生可能エネル

ギーを軸としたまちづくりについて多くの意見が集まったと聞いており、改めて環境省の本来の施策分野においても復興に貢献していくことが重要であると思いを強くしたところです。

今回の協定締結を機に、これまで以上に環境省は福島県と認識を共有して、未来志向の環境施策を推進し、復興に資する取組を一層積極的に進めてまいります。

環境再生の取組も着実に実施しています。中間貯蔵施設については、用地取得、施設整備ともに進捗し、今年3月には除去土壌等の処理、貯蔵の全工程で運転を開始できました。また、対象物量の約6割の輸送が完了し、仮置場の約6割が解消されました。中間貯蔵施設を受け入れてくださった大熊町、双葉町の皆様の苦渋の御決断を忘れずに、安全第一を旨として事業に取り組んでまいります。

今年3月には、双葉町、大熊町、富岡町の特定復興再生拠点区域の一部が帰還困難区域として初めて避難指示が解除されましたが、環境省は昨年12月までに除染を完了し、役割を果たしてきたところです。今後も残りの拠点区域における家屋等の解体・除染を着実に進めてまいります。

東日本大震災からの復興は、これまでも、そしてこれからも、環境省にとって最重要の課題です。今後とも全力を尽くしてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○横山復興副大臣 本日は、岡田内閣官房副長官が出席しておりますので、御紹介いたします。

○岡田内閣官房副長官 岡田でございます。お疲れさまです。

どうか、よろしくお願ひ申し上げます。

○横山復興副大臣 続きまして、福島県内堀知事から御挨拶をお願いいたします。

○内堀知事 皆さん、こんにちは。福島県知事の内堀雅雄です。

田中復興大臣、梶山経済産業大臣、小泉環境大臣を始め、政府の皆さん、今日はようこそ福島までお越しいただきました。皆さんには、東日本大震災、原発事故以降、福島の復興・再生に格段の御尽力をいただいていることに心から感謝をいたします。

震災と原発事故から9年5か月が経過をしました。先ほど田中大臣のお話にもありましたが、この春には、双葉町、大熊町、富岡町の一部地域において避難指示が解除されました。また、JR常磐線が全線で運転を再開するなど、福島県の復興の歩みは着実に進展しています。

一方で、避難地域における生活環境の整備や被災者の皆さんの生活再建、国内外における根強い風評の問題など、いまだ多岐にわたる困難な課題を抱え、さらには昨年秋の台風災害による被害や今般の新型コロナウイルス感染症による影響など、本県は三重、四重の困難に見舞われており、復興に向けて懸命に取り組んでいる県民の心が折れかねない、極めて厳しい状況にあります。

こうした中、今年6月には、復興庁設置期間の10年延長と福島特措法の改正による各種

制度の拡充、7月には第2期復興・創生期間における事業規模と財源が決定をされ、今後切れ目なく復興を進めるための「体制・制度・財源」が確保されました。安倍総理大臣、各大臣、そして政府の皆さんのこれまでのお力添えに、重ねて御礼を申し上げます。

県としても、市町村や関係団体との連携をより一層強固にしながら、「福島未来は自分たちで切り拓く」という強い思いを持って、復興・再生に全力で取り組んでまいります。

本日は、移住等の促進や営農再開の加速化などによる避難地域の再生、国際教育研究拠点の構築を始めとする福島イノベーション・コースト構想の推進など、福島の復興を加速させるために必要不可欠な予算等について、具体的な要望をさせていただきます。

国においても、復興の最前線で取り組んでいる各団体の皆さんの意見を真摯に受け止め、引き続き、原子力災害に伴う様々な課題に最後まで責任を持って対応していただくようお願いいたします。

それでは、皆さん、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○横山復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、報道関係者の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○横山復興副大臣 それでは、議事進行に移らせていただきます。本日は、国側、県側からそれぞれ説明後、意見交換に移ります。

それでは、福島の復興・再生に向けた取組状況について、事務局から説明させます。

○復興庁 復興庁でございます。

それでは、お手元の資料1に基づきまして、福島の復興・再生に向けた取組状況について御説明させていただきます。

2ページをよろしくお願いいたします。まず、避難地域を巡る状況についてでございます。

福島県全体の避難者は、本年7月時点で、県内外を合わせまして3.7万人と減少傾向にございますが、引き続き被災者の方々に対しまして、心のケアときめ細かい支援を行ってまいります。

12市町村につきましては、本年3月に帰還困難区域を除く地域の避難指示を解除したところでございます。避難指示が解除された区域全体の居住者の方々は、現在約1.4万人というところでございます。

自治体によっては、「戻らない」と回答した方は5～6割程度となっております。帰還環境の整備に加え、移住の促進、交流人口・関係人口の拡大等、新たな活力を呼び込むための取組が必要となっております。

続きまして、4ページでございます。産業の状況について御説明いたします。

福島県の製造品出荷額は、震災前を超過する水準まで回復いたしました。12市町村では依然として8割程度にとどまっております。GDPを下支えしておりますのは、復興需要に牽引される建設業でございます。今後、持続可能な産業基盤の構築、人材の確保が求めら

れているところでございます。

続きまして、5ページの農林水産業についてでございます。

まず、農業分野でございます。12市町村の営農再開面積は、いまだ3割にとどまっております。営農再開の加速化に向けた取組が大変重要となっております。

続いて、森林・林業分野でございます。福島県全体におきましても、震災前の8割の回復と途上でございます。森林・林業の再生に引き続き取り組む必要がございます。

続いて、水産業分野でございます。漁港の大部分は復旧が完了いたしました。一方、漁業は試験操業を開始し、水揚げは回復基調にあるものの、震災前の14%とまだ低調でございます。本格的な操業再開に向けた支援、販路の回復・開拓等の取組に対し、引き続き支援を行うことは大変重要となっております。

続きまして、6ページでございます。移住・定住等の促進でございます。

先ほども申し上げましたとおり、新たな活力の呼び込みのためにも、移住・定住の促進が大変重要となっております。下のグラフの調査にございますとおり、移住を後押しできる支援としては、必要な経費を行政が補助する仕組み、あるいはやりがいのある仕事、待遇のよい仕事を求める声が多い状況でございます。今般、福島特措法の改正により、交付金を拡充し、移住・定住の促進に資する事業を追加したところでございます。

こうした調査データを参考にしつつ、また、新型コロナウイルス感染症への対応として、リモートワーク等の動きも広まってございまして、こうした流れも捉えながら、支援策の具体化を図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、8ページ、福島イノベーション・コースト構想につきましては、写真にございますように、様々な分野で新産業創出等を御支援しているところでございます。福島ロボットテストフィールドの開所、あるいは水素製造実証施設において製造・出荷を開始したところでございます。また、来月は東日本大震災・原子力災害伝承館を双葉町において開館予定と伺っております。

また、国内外の人材が結集する国際教育研究拠点の整備、人材育成の在り方につきましては、有識者会議を設置し、1年間議論の後、去る6月に最終取りまとめを行ったところでございます。詳しくは次のページにまとめてございますが、年内を目途に政府成案を得るべく、努力してまいります。

最後に10ページでございます。風評払拭・リスクコミュニケーションでございます。

福島県農産物の価格は徐々に回復してございますが、牛肉や桃など一部の品目に関しては、全国平均との価格差が現在まで固定化している状況でございます。

一方海外では、輸入規制措置を講じた54か国・地域のうち34か国・地域が規制を撤廃、18か国・地域が規制を緩和しているという状況でございます。農林水産や観光等における風評の払拭に向け、右下にございますとおり、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS、漫画等、多くの媒体を活用したメディアミックスによる情報発信を実施しているところでございますが、今後とも政府一体となって国内外に向けた情報発信等に取り組んでまいりま

す。

説明は以上でございます。

○横山復興副大臣 続きます、東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策及び避難指示解除の状況について、原子力災害対策本部から説明させます。

○経済産業省 原子力災害対策本部及び経済産業省でございます。

資料2について御説明いたします。

表紙をめくっていただきまして1ページは、廃炉・汚染水対策の主な進捗でございます。

左上、3号機でプール燃料取出しが進捗しております。5月以降、これまでの2倍の頻度で取出しを実施しており、566体のうち、これまで315体の取出しを完了しております。

また、右上、1、2号機排気筒の解体作業も、地元企業の協力を得て5月に完了しました。

ページの下になります。コロナ対策については、3つ目の四角にありますように、廃炉作業に不可欠な所員は、移動ルートや着替え所などを分離するなど、徹底的な対策により、現在まで感染者は発生していません。

続いて2ページでございます。梶山大臣から御発言のありましたALPS処理水の取扱いについてです。

御意見を伺う場を5回開催し、地元自治体や農林水産業を始めとする様々な関係者から御意見を伺っております。

続いて3ページ、ALPS処理水に関する意見募集についてです。

上段の枠囲みにありますように、7月31日まで117日間募集を行い、4,011件の御意見をいただきました。ページの下段に主な意見を抜粋いたしました。処理水の安全性や風評への懸念、広報の重要性など様々な御意見がありました。いただいた御意見を踏まえ、政府として責任を持って結論を出してまいります。

続いて、4ページは避難指示の解除について一覧にしておりますので、御参照いただければと存じます。

駆け足で恐縮でございます。5ページにまいります。帰還困難区域を巡る対応の経緯です。

前回の協議会以降、特定復興再生拠点区域外について、上から4つ目の四角、飯舘村からの御要望、その下の四角、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会からの御要望をいただきました。

それを受けて6ページ目でございます。「帰還困難区域の避難指示解除に向けた検討状況」の下段の枠囲みを御覧いただきたいと思っております。

まず①です。地元自治体からは、拠点区域外への帰還・居住に向けて、解除の方針を早期に示してほしいとの強い御要望を従前からいただいております。この御要望への対応が基本的検討であり、引き続き進めてまいります。

加えて②でございます。飯舘村からの御要望を受け、土地活用に向けた新たな解除の仕

組みについても検討を進めております。

続いて7ページでございます。帰還困難区域を抱える6町村への個別支援の検討状況です。

6町村の置かれた状況や課題は様々であるため、町村ごとの問題意識を踏まえ、個別にテーマを設定し、福島県、関係省庁、相双機構が連携して取り組んでまいります。

一例を申し上げます。表の上から2つ目の双葉町でございます。モビリティも活用したウォークブルタウンの実現や、再生可能エネルギーによるまちづくりを町とともに目指してまいります。

次に8ページ、福島イノベーション・コースト構想です。

黒い四角の上から2つ目、企業立地補助金により、浜通り地域等15市町村での企業立地件数は365件、雇用創出数は4,293人となっています。

続いて9ページでございます。コロナ禍における産業の復興に向けた取組でございます。

上段を御覧いただきたいと思っております。官民合同チームは、1,800の事業者の状況を確認し、きめ細かい個別支援を実施しています。右下に支援事例を記載してございます。

続いて10、11ページは、梶山大臣から御紹介がございましたけれども、コロナ禍で新たな取組を進める事業者の例でございます。

まず、10ページの左側、川内村のリセラは、マスクや医療用ガウンの製造を開始いたしました。

続いて、11ページ右側でございます。地域商社が「困った市」というECサイトを立ち上げ、コロナ禍の影響を受ける事業者の販路拡大を支援しています。こうした取組を支援し、成功事例を積み上げてまいります。

説明は以上でございます。

○横山復興副大臣 続きまして、被災地の復興・再生に向けた環境省の取組について、環境省から説明させます。

○環境省 環境省でございます。

資料3に基づきまして、被災地の復興・再生に向けた取組について説明をしたいと存じます。

まず、1ページ目、グラフでございますが、中間貯蔵施設への搬入の状況でございます。全体で1400万 m^3 ある除去土壌のうち、既に840万を超える量を搬入してございまして、大臣が申しあげましたように6割程度の量が搬入済みでございます。今年度、来年度で、帰還困難区域を除きましておおむね搬入が完了ということで進めているところでございます。御協力について感謝をしているところでございます。

下のページでございますが、これに伴いまして仮置場のほうも、ピーク時は1,400か所、県内にありましたが、現在では500少々ということで、着実に仮置場の解消も進んでいるところでございます。

次の3ページを御覧ください。中間貯蔵施設でございますけれども、用地のほうもおか

げさまで70数パーセントの買収が済みまして、何とか必要な整備を進めているということでございます。

4ページが受入・分別施設で、いわゆるフレコンを搬入しまして、ほどこまして、その土の葉っぱとか石ころとか金属を除きまして、きれいにしているという作業でございます。

次の5ページでございますけれども、その分別した土を貯蔵施設に貯蔵しているというものでございまして、こういった整備が着実に進んでいるところでございます。

次に6ページでございますけれども、この土は、再生利用を進めながら県外で最終処分をするということになっているところでございます。これにつきまして、2016年に工程表を作り、また、昨年、戦略等の見直しをやりながら、使う場合の手引を作ったところでございます。これに基づいて、現在進めているところでございます。

次の7ページを御覧ください。

事例としまして、飯舘村の環境再生事業の状況でございます。飯舘村に大変な御協力をいただきまして、現在進めているところでございます。いわゆる特定復興再生拠点の一部でございますけれども、造成が可能な用地につきまして、再生資材で盛土をした上で覆土をするということで進めているものでございまして、実証の事業も踏まえながら、今年度、本格的な農地造成に入るというものでございます。

下の8ページが現場の写真でございます。右に流れる比曾川に、いわゆる河原のようなところに農地があったわけでございます。また、そのへりに県道があります。この段差が2メートル程度あるのですけれども、ここに土を入れまして農地として造成する。その上で、いろいろな作物等で使える農地にしようというものでございまして、これについて次のページでございますけれども、具体的な工事の段取りもつきまして、準備工事をやりながら、2023年の春には基本的な造成を終えたいということで進めているものでございます。

再生利用をする上では、国民の理解の醸成が必要でございます。そういった観点から、飯舘村で栽培した花を復興庁、経産省、法務省等に使っていただくとか、また、この除去土壌を鉢に入れて、実際に環境省内にも置いてございます。こういった中で理解醸成の一助になればというものでございます。

11ページ目でございますけれども、いわゆる特定復興再生拠点でございます。6町村ございますけれども、それぞれスケジュールが決まっておりますので、それに向けていろいろと調整しながら着実に進めているところでございます。

12ページでございます。先ほど小泉大臣から申し上げましたけれども、福島と環境省で27日に協定を結びました。「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」でございます。

この中身が13ページでございますけれども、大きく3つございます。グリーン復興という観点で、自然資源を活用した交流人口の拡大に向けた施策を県とともに環境省としても頑張っていこう。地球温暖化に向けた取組の推進。ポスト・コロナを踏まえたワーケーションですとか、災害に強い循環型の社会をつくるとか、そういったことがございます。そ

れから、それぞれの啓発の観点からのシンポジウムですとか、県外への発信というものを進めていこうと考えてございます。

以上でございます。

○横山復興副大臣 続きまして、被災地の復興・再生に向けた農林水産省の取組について、農林水産省から説明させます。

○農林水産省 農林水産省でございます。

資料4に基づきまして説明をさせていただきます。表紙をめくっていただいて、1ページを御覧ください。

農林水産省では、福島県、農業者団体を始めとした関係機関、12市町村等、現場との意見交換を踏まえ、昨年9月に福島県の農業の復興・再生の姿を取りまとめました。最先端の技術を活用した大規模で労働生産性の著しく高い農業経営に向け、これまで行ってきた被災農業者の支援と併せて、外部からの参入を含めた農地の大区画化、利用集積、6次産業化施設の整備の促進による営農再開の加速化を図ることとしております。

2ページを御覧ください。これら営農再開の加速化を図っていくために、本年4月から32名の体制によりまして、原子力被災12市町村に対する人的支援を行っております。

具体的には、12市町村全てに対して1名ないし2名の職員を派遣するとともに、これら派遣職員だけでは対応が困難な問題にも対処できるよう、農学あるいは農業土木の専門知識を有する技術職員が駐在する事務所を富岡町に設置しております。

今後は、この体制により、福島県や農業者団体等との連携を図りながら、12市町村における営農再開に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

3ページを御覧ください。

農林水産省では、営農再開の加速化を図るため、福島県、農業者団体等関係機関、12市町村への進出に関心がある実需者、学識経験者との意見交換を経まして、地域内で生産された農産物を生活様式の変化により消費が拡大している商品等に加工するなど、農産物生産と加工等が一体となって価値を創出する高付加価値産地構想を本年7月に取りまとめたところでございます。

営農休止期間が長期化する中で、再開未定の農業者、地域外からの参入者や新規就農者を呼び込むことが重要であり、そのためには地域の特性を生かした魅力のある農業の展開が不可欠であると考えております。

しかしながら、現状では市町村単位あるいは個々の形態による点的な再開にとどまっていると認識をしております。集出荷体制や販路の確保が重要な課題となっております。

今後は販路等を有した実需者との連携の下で、市町村域を超えた広域的な取組を展開してまいりたいと考えております。

4ページにこの構想のイメージをお示ししております。

左上の絵を御覧ください。拠点となる加工施設を核とした取組として、加工業者が連携し、中食、外食用の米を広域的かつ長期契約で生産する産地。それから右上でございませ

けれども、国産需要が高い加工・業務用野菜を地域内で生産から加工まで一貫して行う産地。左下になりますけれども、阿武隈地域など、中山間地域への展開を見据えた取組といたしまして、左下は広域的な共同輸送でコストと品質を両立する切り花産地、右下は大規模酪農牧場や肉用牛繁殖施設を核に生乳生産量を確保しながら、繁殖基盤を強化する福島県産牛の地域内一貫生産を行う地域などを考えているところでございます。

地域の関係者の皆様とともに、具体化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○横山復興副大臣 続きまして「ふくしま復興・創生に向けて」について、福島県内堀知事から説明をお願いいたします。

○内堀知事 皆さん、お手元の資料5-2を御覧ください。右上にページがございます。

まず、1ページをお開きください。1ページは「第2期復興・創生期間のふくしま復興・創生に向けて」です。

今からの私の説明は、赤い字を目で追っていただければと思います。

復興庁設置法の改正、福島復興・再生特別措置法の改正、第2期復興・創生期間の事業規模と財源の決定など、今後の取組を支える仕組みとして重要な体制、制度、財源が確保されました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響は、経済や復興事業に多大な影響を及ぼしており、価値観や社会経済システムは変容しています。このため、これまでの取組の手法等について、随時見直しや工夫が必要です。

このような中、新型コロナウイルス感染症などへの対応と復興・再生の両立を図りながら、継続する課題への着実な取組、新たに顕在化する課題への柔軟・確実な対応が必要であり、国・県・市町村等は連携して復興・再生を前に進めることが重要です。

2ページは、避難地域の復興・再生についてです。

市町村により復興の進捗は異なり、ステージに応じた課題に直面しています。今後新たに顕在化する課題にも柔軟に対応していくことが重要です。県及び12市町村の意見等を踏まえた「福島12市町村の将来像提言」の見直しと推進体制の確保をしっかりと進めていただきたいと思っております。

新たな活力を呼び込むため、移住・定住の促進、交流・関係人口の拡大に向けた支援が必要です。移住者等に対して大胆な支援策を推進するため、支援金の創設を含め、ソフト事業のみならず、ハード事業も対象とした柔軟で使いやすい制度構築をお願いいたします。

3ページをお開きください。福島特措法に基づく農地の利用集積の推進等による営農再開に向けた一層の支援、教職員の加配措置の継続と教育相談体制の充実、被災児童生徒の就学機会の確保に向けた支援の継続をお願いいたします。

一番右下になりますが、特定復興再生拠点区域外については、各自治体の意見を尊重しながら丁寧に協議を重ね、除染を含む避難指示解除のための具体的方針を早急に示し、将

来的に帰還困難区域全ての避難指示解除に向け、国は最後まで責任を持って対応していただきたいと思えます。

4 ページは、避難者等の生活再建についてです。

帰還の促進と帰還した住民が安心して生活できる環境を整えるため、引き続き医療、福祉・介護サービスの再構築を進める上で必要な財源措置、これらの分野における従事者の安定的な確保、県内定着促進への切れ目のない財源措置をお願いいたします。

また、応急仮設住宅の供与期間の延長、被災者の心のケアなど、制度面・予算面を含めた支援の継続が極めて重要です。

次は、5 ページをお願いいたします。風評払拭・風化防止対策の強化です。

今なお宿泊者数などが震災前の水準に回復しない中で、新型コロナウイルス感染症による影響が追い打ちをかけるなど、極めて厳しい状況にあります。頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、福島への関心や応援の意向が低下するなど、風化が加速する懸念もあります。風評対策に取り組む事業者の設備投資などを支援するための税制措置について、地域の声を反映した制度構築及び観光復興や風評払拭に向けた取組に対する必要な予算の継続的な確保をお願いいたします。

次に、6 ページをお開きください。福島イノベーション・コースト構想の推進についてです。

福島ロボットテストフィールドなどの拠点の整備が進んでいます。各拠点をつなぎ、福島イノベーション・コースト構想の司令塔となる世界レベルの拠点として国際教育研究拠点を整備し、人材育成や情報発信を進めていくことが必要です。

国立の研究開発法人として国際教育研究拠点を新設し、国が責任を持って長期にわたる予算・人員体制を確保するとともに、開所に先立ち実施する研究開発プロジェクトなどの予算確保をお願いいたします。

廃炉等各取組を更に推進するための予算の確保及び事業者の設備投資などを支援する税制措置の構築にしっかりと取り組んでください。地元企業の参入による廃炉関連産業集積の推進、地元企業と地域外企業とのマッチングの促進も不可欠であります。

次は7 ページ、交流人口の拡大や生活環境の整備促進等についてです。

企業等を積極的に呼び込むための従業員の移住・定住に係る予算の確保、福島ロボットテストフィールド等の安定的な運営に必要な予算の確保及び利用促進への支援が不可欠であり、しっかりと取り組んでください。

また、福島イノベーション・コースト構想推進機構の体制強化と必要な予算の確保、事業化を目指す企業等を総合的に支援する予算の確保をお願いいたします。

次は、8 ページをお願いします。新産業の創出及び地域産業の再生についてです。

既存産業の振興とともに、再生可能エネルギー等の新たな産業を創出し、育成・集積を図る必要があります。福島新エネ社会構想の実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現モデル構築の加速化などのほか、水揚げ拡大など浜通り地域の水産業復興に

必要な水産関係施設整備等への支援をお願いいたします。

次に、9ページをお願いいたします。復興を支えるインフラ等の環境整備についてです。

浜通り地域の復興に不可欠なインフラ整備を着実に進める必要があることから、道路整備等のための財政支援の継続をお願いいたします。仮置場等の原状回復と除染後農地の不具合の解消を確実に実施することが不可欠です。

中間貯蔵施設事業について、法律に定められた搬入開始後30年以内の県外最終処分が確実に実施されるよう、責任を持って取り組んでください。

最後に、有事の状態が継続する福島の復興・再生の実現に向けては、中長期的な取組が不可欠であるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により復興が遅れることのないよう取り組む必要があります。国におかれては、現在のこの厳しい状況を認識いただき、引き続き責任を持った対応、また県・市町村等への支援の継続をよろしくをお願いいたします。

私の説明は以上です。

○横山復興副大臣 それでは、これからは御出席者の皆様に御議論をいただきたいと思っております。誠に勝手ながら、出席者名簿の下から順番に御指名をさせていただきますので、御発言をお願いいたします。なお、発言は各代表3分をお願いしたいと思います。

それでは、最初に福島県農業協同組合中央会・菅野会長、お願いいたします。

○菅野会長 それでは、私のほうからは、避難地域の復興・再生について2点でございます。

一つは令和3年度以降の復興・創生事業についてでございますけれども、被災地域の営農再開の本格化に向けまして、農林水産省を始め、国の支援強化が重要でございます。特に被災市町村ごとの営農再開対策と高収益作物による新たな広域産地形成が重要であり、農業関連施設の財政支援や担い手の確保のための支援事業拡充に、ぜひ新たな対策を含めましてお願いをしたい。

それから、風評払拭についてでございます。本県の農畜産物の風評被害等につきましても、依然根強いものがあるわけでございますけれども、いろいろ災害のあるたびに何か下のほうに追いやられる、そのような状況が繰り返されているような状況と判断をいたしております。そういう意味では、今後も継続して関連施策・財政支援を要請したいと考えております。

さらに、米の全袋検査関係がモニタリング検査に移行し、ほぼ順調に経過をしていると判断いたしております。そのような中で、消費者に本県農畜産物の安全・安心を訴求するため、GAPの第三者認証、これらについては、新型コロナウイルスがなければ、今年の東京オリパラを契機に爆発的な対応をしていきたいと考えておりましたが、1年延びたということを含めて、今後も引き続きこれらに対する御対応をよろしくお願い申し上げたい。

2つ目として、避難者等の生活再建の問題で、避難指示区域の休業賠償継続の問題でございますけれども、平成29年からの避難指示区域の農業者に対する休業一括賠償等につい

ては、令和元年度で一旦締めくくりがなされました。引き続き、余儀なき事情により営農再開ができない農業者等については、今、東京電力ともその内容等について整理がされたわけでございますけれども、具体的に国として東京電力にさらに賠償等について適正な対応をいただきますように御指導いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○横山復興副大臣 続きまして、福島県商工会議所連合会・渡邊会長、お願ひいたします。

○渡邊会長 国におかれましては、本県の復興に向けまして御尽力いただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

私から、この場をお借りして3つお願ひを申し上げます。

まず最初に、復興・創生期間後の継続的な支援についてでございます。復興庁の設置期限を2031年まで10年間延長していただきましたことに御礼申し上げます。本県では、震災と原発事故から9年が経過した今年3月に、双葉町、大熊町、富岡町において、帰還困難区域の一部で避難指示が解除されました。一方で、今もなお4万人未満の方が避難生活を続けており、被災者の生活再建、廃炉・汚染水対策、風評と風化の問題、インフラ整備等困難な課題を抱えております。つきましては、復興・創生期間後も引き続き復興・再生に向けた国による支援と十分な財政確保をいただきますことを改めてお願ひ申し上げます。

2番目に、福島イノベーション・コースト構想等の推進についてでございます。福島イノベーション・コースト構想は、今年3月に福島ロボットテストフィールドが全面開所、福島水素エネルギー研究フィールドも開所されまして、東日本大震災・原子力災害伝承館が今秋に開所を迎えるなど、今後これまでに整備した拠点を核とし、産業集積や人材育成などになお一層取り組んでいく必要がございます。構想の実現に向け、県内企業の参入への支援、拠点施設の活用に向けた広報・周知につきまして、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、多核種除去設備等の処理水の取扱いについてでございます。原発事故により、いまだ県内全体に風評被害が残っておりますが、とりわけ沿岸部、浜通りの漁業者や食品加工業者は特に厳しい風評に苦しんでおり、一度失った販路、品質への信頼を取り戻すのに大変苦勞しているのが実情でございます。

そうした中であっても、事業者はこれまで懸命に努力を重ねてまいりました。処理水の取扱いにつきましては、極めて難しい課題であると思ひます。科学的根拠で全てが解決する問題ではなく、環境や風評への影響などを国内外の消費者へ納得してもらえるよう、国民、外国にも丁寧に説明しながら慎重に検討を進めることが重要と思ひます。

今でも苦境に立たされている漁業者、加工業者にさらに追い打ちをかけることのないよう、国におかれましては正確な情報を国内外へ広く発信するとともに、具体的な風評対策をしっかりと示していただけるようお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○横山復興副大臣 続きまして、相馬地方市町村会・菅野代表、お願ひいたします。

○菅野代表 いつもいろいろお世話になっております。

まず、先ほど農水省からお話がありましたように、営農再開に向けて、国、県、JA、村の特別チームをつくっていただいているということではありますが、ぜひこれからも続けてお願いしたいというのが一点であります。

次は、東日本大震災からの復興の基本方針の中に、復興の際には災害発生以前から国や県とともに取り組んでいた事業が円滑に再開できるよう、国や県において必要な対応を行うと記載していただいています。ある学校が平成23年度改修予定でした。今、学校の廃校をどのように利用するかというのでいろいろ考えておりますが、復興庁の既存ストック活用事業など、ぜひお願いできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さらに、当然震災のどの自治体も同じですが、人口減という中で、これから先、普通交付税がどのようになるのかというのは心配であります。そういう意味では、ソフトランディング的な考え方をこれからもぜひよろしくお願いできればと思います。

環境再生事業などで汚染土壌の再利用など、その他、例えばこれからもバイオマス事業とか、太陽光と風力の両方を合わせてのクロス発電など、できるだけ国にとって、県にとって、さらにそれ以上に村にとってよかれと思う事業を進めようとしているところでありますが、外野からのいろいろな御意見がありますので、ぜひ実現したいと思っておりますので、国・県・その他多くの方たちのサポートをしっかりとお願いできればと思っております。

以上でございます。

○横山復興副大臣 続きまして、双葉地方町村会・伊澤代表、お願いいたします。

○伊澤会長 双葉地方町村会長で双葉町長の伊澤でございます。

田中復興大臣、梶山経済産業大臣、小泉環境大臣を始め、国・県の皆様におかれましては、被災地の復旧・復興のため、日々汗を流し対応していただいていることに改めて感謝を申し上げます。

私から6点ほど申し上げたいと思っております。

復興予算の確保及び双葉地方の復旧・復興に向けた施策の推進。双葉地方は町村ごとに復興の段階が異なり、段階ごとに抱える課題は様々であることから、震災前のようなふるさとの姿に戻り、復興を成し遂げるには、まだまだ時間がかかるものと考えております。多くの課題を解消し、福島12市町村の将来像に描かれた双葉地方の姿が確実に実現されるよう、中長期的な財源の確保をお願いいたします。

次に、国際教育研究拠点の設置についてであります。当該拠点の中核となる新設の国立開発法人を設置し、世界に冠たる研究拠点としてふさわしい機能の整備をお願いいたします。

次に、帰還困難区域の取扱いについてでございます。各町村の意見を尊重した上で、特定復興再生拠点以外の帰還困難区域の除染、家屋解体等を実施するとともに、解除に向けた方針を明示するようお願いいたします。

次に、ALPS処理水の取扱い及び社会的な影響についてであります。ALPS処理水を処分す

ることにより、新たな風評被害が発生しないようにするための対策について、より具体的な方法を示し、双葉地方の復興の妨げになることがないように、責任を持った対応をお願いしたいと思います。

次に、移住・定住の促進等の対応であります。福島特措法の改正によりメニューが追加される帰還・移住等環境整備交付金について、ソフト事業のみならず、ハード事業も対象とするなど、様々な取組に活用できるよう柔軟な制度とするようお願いをいたします。

最後に、有害鳥獣被害の対策であります。更なる有害鳥獣防止対策に必要な予算の確保等をお願いいたします。また、野生鳥獣対策の生息管理、被害防除対策、捕獲等について広域的な展開が必要であることから、国・県・市町村の連携の仕組みづくり及び予算対応をお願いいたします。

私からは以上であります。

○横山復興副大臣 続きますして、福島県原子力発電所所在町協議会・宮本代表、お願いいたします。

○宮本代表 福島県原子力発電所所在町協議会代表の富岡町長・宮本でございます。

田中復興大臣を始め、国・県の皆様におかれましては、本町を含めた被災地の復旧・復興のため御尽力をいただいておりますことに、改めて感謝と御礼を申し上げます。

私からは4点お願いをいたします。

1点目は、放射性廃棄物の処分方法についてでございます。1F、2Fの燃料デブリや使用済み燃料の放射性廃棄物については、原子力政策を主導してきた国の責任において処分方法の議論を進めていただき、早期に方向性を示した上で、廃炉終了までに県外において適切に処分することを切にお願いいたします。

2点目は、トリチウムを含む水の取扱いについてであります。1Fから発生するトリチウムを含む水の取扱いについては、環境や風評への影響を慎重に議論し、地元にとともに、国の責任において方針を示し、風評を絶対に発生させない対策を講ずることを求めます。また、トリチウム以外の放射性物質については、早期に告示濃度比総和を1未満とし、住民の安全・安心に寄与するべきと考えます。

3つ目は、2Fの安全な廃炉と廃炉関連産業の創出についてであります。東京電力ホールディングス株式会社から提出をされた2Fの廃止措置計画については、現在、原子力規制委員会において審査されておりますが、立地地域からの意見も十分に尊重していただくようお願いいたします。また、発電所の事故により甚大な被害を受けている当地域産業再生のために、廃炉に係る産業の創出が重要になると考えますので、御配慮をお願いいたします。

最後に、廃炉産業に取り組むべき人材の育成であります。発電所の廃炉に欠かすことのできない原子力技術者の確保・育成が、当地域の復興・発展に欠かせないものと考えますので、この点についても国を挙げてしっかりと取り組んでいただきますようお願いをいたします。

私からは以上でございます。

○横山復興副大臣 続きまして、福島県町村会・小椋代表、お願いいたします。

○小椋代表 福島県町村会会長を務めております北塩原村長の小椋であります。

私のほうからは、重複するものがありますが、3点ほどお願いを申し上げたいと思います。

まず1点目が、風評払拭・風化防止についてであります。国には風評払拭リスクコミュニケーション戦略に基づき、国内外に対し本県の現状や魅力等の情報の発信をいただいておりますことに厚く感謝を申し上げます。今後も国だからこそできる事業を強力的に展開していただきたく、また、本県は全国有数の観光資源を有し、特に全国に誇れるすばらしい景観、おいしい農産物もたくさんございます。依然として原子力災害によるネガティブな印象は根強く、さらにはコロナ禍によって観光を中心に疲弊しておりますので、復興の進んだ姿を全世界に発信することで本県の誘客が進むよう、更なる情報の発信の強化と本県の魅力の発信に努めていただきたいと思います。

また、改正福島特措法では、風評被害への対応として規定された課税の特例等については、県内全域・全業種を対象としていただくよう併せてお願いを申し上げます。

2点目であります。被災町村の職員確保の支援についてであります。これまで被災町村では、全国各地から職員派遣など、人的支援を受けながら事業を推進してまいりましたが、豪雨災害など頻発する自然災害、また、コロナ禍による自治体業務の増加もあり、職員派遣を受けることが困難になってきております。このようなことから各自治体で採用試験を実施しておりますが、特に専門職の受験者が集まらない現状にあります。

つきましては、総務省スキームなど支援をいただいておりますが、今後も職員派遣など、職員確保につきまして、特段の御配慮を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に3点目であります。先ほどお話がありましたALPS処理水の処分についてであります。先般開催されました意見を伺う場でも申し上げましたとおり、福島ありき、スケジュールありきでなく、科学的根拠に基づいた、国民の理解が広く得られるような適正な処分の方法を国が責任を持って判断いただくとともに、実効性のある風評対策についても講じていただきますようよろしくお願いを申し上げます。私からの要望にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○横山復興副大臣 続きまして、いわき市・清水市長、お願いいたします。

○清水市長 いわき市長の清水でございます。

まず初めに、安倍首相の退陣表明は非常に残念でなりません。いわき市においては、第7回、第8回の太平洋・島サミットをいわき市で開催していただきました。これも安倍首相の英断だったと思っております。本当に感謝申し上げます。本当に感謝申し上げます。

それでは、本題について述べさせていただきたいと思っております。大きく2点ございます。

1点目は、浜通りの実情を踏まえた今後の復興支援の取組として、原子力災害を受けた浜通りを一体的に支援すること。2点目といたしまして、福島イノベーション・コースト構想の推進についてであります。

1点目といたしまして、本市においては双葉郡等から2万人近い方々が今も避難生活を余儀なくされております。非常事態が常態化しております。浜通りの真の復興を実現するため、避難者を多く受け入れるなど、避難指示等区域の復興を支える本市のような周辺自治体を含め、浜通りを一体として捉えた支援を講ずるようお願いいたします。

2点目といたしましては、福島イノベーション・コースト構想の推進に関し、本市においては風力関連産業を原発産業に代わる浜通り地域の基幹産業にするという思いで、その発展に取り組んでいるところであり、次の項目について特段の御配慮をお願いいたします。

1つといたしまして、事業推進の課題となる風車の積み下ろしに係る港湾、小名浜港の調整・整備等につきましては、現在、国の御支援をいただき県が調査事業を実施し、検討いただいているところでありますが、引き続きしっかりと御対応をお願いいたします。

2つといたしまして、実証海域を含む本県沖における洋上風力発電に県内の事業者が参入の意思を示しておりますので、その事業化に向けました後押しについても、国・県がしっかりと行っていただくようお願いいたします。

3つといたしまして、本市におきましては、風力発電のメンテナンス産業を育成し、本県浜通り地域が風力人材育成の拠点となるよう取組を進めておりますが、これらの取組を始めとした風力関連産業の推進に当たり、国の関係部局からアドバイスをいただける場を作ってください、連携しながら進めていけるよう御配慮をいただきますようお願いいたします。

また、同構想の中核となる拠点として検討が進められている国際教育研究拠点につきましても、本市としても浜通り地域の復興・創生を大きく進展させるといった効果が期待できるものと認識しております。そのため、本市にあります国立の福島工業高等専門学校を始めとした高等教育機関とのネットワーク等をしっかりと構築していただけるよう、御配慮をお願いいたします。

最後になりますが、これらの機能を十分に発揮するためには、交通基盤の整備・充実が重要となりますことから、JR常磐線の特急列車のスピードアップ化及び常磐自動車道全線の4車線化整備促進等についても特段の御配慮をいただきたいと思います。

以上でございます。

○横山復興副大臣 続きます。会津総合開発協議会・室井代表、お願いいたします。

○室井代表 会長を務めております会津若松市長の室井照平でございます。

国・県の皆様には、日頃より復興に向けて御尽力をいただいております。改めて感謝を申し上げます。

それでは、私から会津17市町村の代表し、2点お願いを申し上げます。

初めに、もう出ておりますけれども、風評被害対策についてであります。現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が全国的な課題となっておりますが、このような中、震災による影響から徐々に回復の兆しが見えていた会津地方においても、観光客数は大幅に減少、教育旅行についてもほとんどの学校が中止または9月以降の延期となるなど、再

び厳しい状況になっております。このことは全国的にどの地域においても同様に厳しい状況にございますが、このような時期であればこそ、各市町村では直面する課題に対し、前向きな取組を進めていくことが風評の払拭につながるものと捉えつつ、感染防止策と併せ、収束後を見据えた教育旅行の誘致や農産品を始めとした地場産品の販売促進に向け、各種制度を有効に活用しながら懸命に取り組んでいるところであります。

しかしながら、風評の払拭に向けた取組を継続していくためには、自主財源には限りがありますことから、円滑な実施に必要な財政支援制度の確立が図られますよう要望するものであります。また、原子力発電所から発生する処理水などの課題も含め、国内外を問わず、風評の払拭に向けては、今後とも国が先頭に立って対策を講じていただきたいと思います。

次に、風評払拭に関連した内容といたしまして、野生キノコ等の出荷制限解除とモニタリング検査の在り方について要望申し上げます。

野生キノコにつきましては、市町村ごと、特定の種類ごと、出荷制限が徐々に解除されてきているものの、依然として多くの市町村では出荷制限が継続されており、貴重な観光資源である旬の食材を提供することは、福島安全・安心を発信する上で大変意義深く、観光誘客や風評払拭に多大な効果があるものと考えております。

そこで、野生キノコの出荷制限につきましては、山菜と同様に品目別に見直すことや、非破壊検査機器で安全を確認した検体は出荷可能とするなど、実態に即した方法への変更について検討されますよう要望いたします。

さらに、モニタリング検査の在り方については、これまでの検査結果を踏まえ、負担軽減に向けた見直しを図るよう改めてお願いを申し上げます。

最後になりますが、今後とも会津地方を含む福島県全体での復興に向けた対策を継続していただきますようお願い申し上げ、会津総合開発協議会からの要望といたします。

○横山復興副大臣 続きまして、福島県市長会・立谷代表、お願いいたします。

○立谷代表 福島県市長会長でございます。

私のほうからは5点ほど。

まず、新型コロナによって大変医療機関が疲弊している。福島県の医療機関の場合は、津波、原発、去年は洪水に遭いまして、今回は新型コロナで皆さん経営難なのです。相馬地方においても、7つの病院のうち6つが赤字になり、何とかなっている病院が1つあったのですが、その病院も赤字になりました。こういう中で、新型コロナ対策をやっていかないといけないので、財政支援をお願いしたい。福島県の医療機関は、よそよりもひどい状態になっています。

次に、福島県は医師不足であり、これは県にもお願いしているのですが、他の県から医師においでいただく災害医療支援講座という制度を、復興・創生期間の10年以降も継続していただきたいということです。

3点目として、これも先ほど知事の方から話がありましたが、教育の現場が相当混乱し

ています。これはいわき市長さんの話にもありましたが、周辺の市町村が被災者の方を抱えており、子どもさんたちがどうしても混乱してくると、教育が混乱するところがあります。したがって、教員の加配。これはICTに連動して教員の加配というか、補助員などの加配が必要になってきます。ソーシャルディスタンスをとった授業ということになりますと、新型コロナの対応においても当然必要になってきます。我々は、そういう問題により直面しているということを御理解いただきたいと思います。

次に、これは太田議長の地元の話になりますが、南相馬市では老人施設が機能全体のうち8割しか機能していないのです。つまり介護の人材がいないのです。これは被災地全体の問題なのです。そこで人材不足解消の一つの方法論として外国人労働者を迎え入れたい。当然そういうことを考えると思います。介護の分野だけではないのですが、介護の分野に外国人労働者。その際、非常にコストがかかるのです。外国から日本においでいただくのに手数料などのコストがかかる。日本語指導のためにコストがかかる。アパート代がかかる。そうすると、国内の人を採用するよりもはるかにコストが高くなってしまいます。これが外国人労働者を雇用するに当たり大きな問題になりますので、外国人労働者を雇用する事業者に対し、特に介護の分野で財政的な御支援をいただきたいということです。

次に風評の問題。風評は国民の理解が少ないというのが一番の問題で、私は、あらゆる場面で高校入試に放射能に関する問題を出してくださいとずっと言ってきました。相馬で1次産品、農業、漁業に対応した復興市民市場というものを造ります。復興市民市場でイベントを行う際のイベント代を御協力いただくように、梶山先生の前の世耕先生の時からお願いしてまいり、新型コロナに対する感染症対策も含めお願いいたします。これからほかの被災地、浜通り全体の第1次産品を販売していきたいので、イベント等について御支援をお願いしたい。

以上でございます。

○横山復興副大臣 最後に、福島県議会・太田議長、お願いいたします。

○太田議長 議長の太田でございます。

震災から10年目となりましたが、これまで国におかれましては、福島の復興のために御尽力をいただいております。心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また、知事からもお話がありましたとおり、第2期の復興・創生期間、我々の復興の要望というものを聞いていただいて、事業費等々、制度・仕組みを構築していただきましたこと、御礼を申し上げます。ありがとうございます。

安倍総理にも何度も御来県をいただいて、御視察をいただいて、そしてこの復興というものに関して、リーダーとして推進をしていただいたこと、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

福島イノベーション・コースト構想の国際教育研究拠点につきましては、大臣からも力強いお言葉をいただきました。大変期待が大きい事業であります。これから予算、人員の確保等々を含めて、すばらしい拠点となるように御尽力をいただきますようお願いをいた

します。

小泉大臣からもお話があったとおり、27日、大臣と知事とで協定を結んでいただきました。ありがとうございます。福島の魅力を通してのワーケーション、期待をしております。よろしく願いいたします。

この中で、再エネの一層の推進ということも盛り込んでいただいております。これまでも梶山大臣を始め、経産省、各省庁連携の下、我々の福島県の新エネ社会構想について御尽力をいただき、前に進んできております。

その中で、これからは地域の中での小水力であるとか、そういった再生可能エネルギーの推進というものも必要になってくると思いますので、御支援のほどよろしく願いします。

それから、水素でありますけれども、これから我々福島県の水素社会の構築に向けては、水素ステーションの増設であるとか、またはトラック、バスの大型のモビリティの先進導入であるとか、こういったことも必要であります。今後とも、御支援を心からお願いいたします。

農業についてでありますけれども、先ほど御説明がありました高付加価値の産地構想、大変期待をしております。早期実現をお願いいたしたいと思っております。

圃場整備についてですが、今後12市町村の中で37か所、計画をされております。そういう中で、20キロ、30キロの中で交付の採択というものに差があるというのも聞いております。帰還促進という観点があることは必要なことだと思っております。ただし、やる気持ちのある農業者の支援というものも欠かせないと思っておりますので、この加速化交付金を含めて、これからも農業の予算というもの、事業というものの継続をお願いいたします。

私からは以上です。

○横山復興副大臣 それでは、これからは国側からの回答を申し上げます。

まずは田中復興大臣からお願いいたします。

○田中復興大臣 内堀知事を始め、皆様からそれぞれいただきました御要望について、まず私からお答えをさせていただきたいと思っております。

第2期復興・創生期間の対応について申し上げます。

福島の復興・再生には、中長期的な対応が必要でございまして、第2期復興・創生期間においても、引き続き国が前面に立って取り組んでまいります。本格的な復興に向けて、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応してまいります。

次に、避難地域の復興・再生について申し上げます。

12市町村の将来像の実現に向けて、前回の提言の進捗に関する点検結果を踏まえ、本年度中に提言の見直しを行います。

移住・定住の促進については、今般、福島特措法を改正し、交付金の対象として、新たな住民の移住の促進や、交流・関係人口の拡大に資する施策を追加しました。福島に新た

な活力を呼び込めるよう、思い切った施策の具体化を進めてまいります。

営農再開についても、今般改正されました福島特措法の中で、農地の利用集積や6次産業化に関する措置を盛り込みました。引き続き、農林水産省とも連携し、営農再開の加速化に向けて、必要な取組を行ってまいりたいと思います。

教育環境の整備・充実については、教職員の加配措置や被災児童生徒の就学支援等の支援を実施してまいりました。引き続き、文部科学省と連携し、教育環境の整備・充実に向けて必要な支援に努めてまいります。

帰還困難区域については、特定復興再生拠点の整備を着実に進めるとともに、拠点区域外に関し、地域の実情等を踏まえ、関係省庁と連携して対応を検討してまいります。

次に、避難者等の生活再建について申し上げます。避難者を始めとする被災者の皆様の生活再建のステージに応じた、見守り活動やコミュニティ形成、心のケア等の切れ目のない支援に引き続き取り組んでまいります。

医療・介護提供体制の構築に向けて、医療機関の運営や医療従事者の養成・確保に対する支援、介護施設の就労希望者への貸付の拡充等をこれまで行ってまいりました。今後も、必要な支援が措置されるよう、厚生労働省と連携して対応をしてまいります。

また、応急仮設住宅の供与期間の延長については、先般、11年目の延長が決定したと承知しております。御要望は、制度を所管する内閣府にも共有いたします。

次に、風評払拭・風化防止対策について申し上げます。福島県では、現在も農林水産業や観光業等で、原子力災害による風評被害が根強く残る状況であります。

このため、福島特措法を改正し、こうした風評被害の影響が残る業種について、風評対策に関する課税の特例の規定を設けたところであります。具体的内容は、この秋の税制改正要望に向けて、しっかり検討してまいります。

また、教育旅行の誘致を含めた観光復興については、昨年、教育旅行の回復に向けた取組のさらなる推進を、私から関係府省庁に指示をしたところであります。観光庁等と連携しながら必要な予算の確保に努め、福島県の観光復興を力強く後押ししてまいります。

次に、福島イノベーション・コースト構想や産業の再生について申し上げます。

福島イノベーション・コースト構想は、浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向けた、福島復興の切り札であります。また、福島新エネ社会構想は、産業創出の観点からも大きな効果が期待されます。

本年5月に総理大臣認定を行った重点推進計画に掲げられた産業集積や人材育成などの取組を加速するため、県や関係機関と緊密に連携をさせていただき、政府一丸となって全力で取り組んでまいります。

浜通り地域等の復興・創生を推進する国際教育研究拠点の構築については、復興庁が中心となって、自治体の皆様の御意見もしっかりと伺いながら、年内を目途とする成案に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

次に、インフラ等の環境整備について申し上げます。

福島県の復興・再生を図るため、関係省庁や県、市町村の皆様とともに連携し、道路等のインフラの整備に努めてまいります。

除染後農地の不具合と仮置場等の原状回復については、引き続き、個々のケースにおける状況等を踏まえ、関係省庁とも連携をしつつ、必要な措置を講じてまいります。

最後になりますが、一昨日に安倍総理が辞任の意向を示されました。総理の強いリーダーシップの下、政府一丸となって復興に取り組んでまいりました。今後も復興の歩みを一時も止めることなく、万全を期してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○横山復興副大臣 続きます、梶山経済産業大臣から回答をお願いいたします。

○梶山経済産業大臣 本日皆様からいただきました御要望につきましては、しっかりと受け止めさせていただきます。

復興の前提となります廃炉を着実に進めていくために、ALPS処理水についていつまでも方針を決めずに先送りすることはできないと考えております。政府として責任を持って、早期に結論を出してまいりたいと思います。その際には、今、皆様から御意見のあったようなことにしっかりと留意した上で対応をしてまいりたいと思っております。

風評への影響の懸念、対策の必要性については、また多くの御意見をいただいたわけがありますけれども、方針決定に当たってはまずは風評を生じさせないための対応を徹底させていくということではありますが、その上で風評が生じた場合には、機動的かつ継続的に対策を実施していく覚悟であります。

東京電力福島第二原発の廃炉については、福島第一原発の廃炉工程に影響を与えないよう東京電力が人的リソースを配分しつつ、立地地域の意見も十分に尊重した上で、安全を最優先に、着実に作業を進めることが重要と考えております。作業員、技術者の確保、育成を含めて対応をしてまいります。

また、東京電力福島第一原発及び第二原発の廃炉を通じた地域振興を進めるために、元請企業と地元企業のマッチングの促進や人材育成など、廃炉関連産業の集積を図ってまいりたいと思っております。ここに技術が集まる、そして雇用ができる。雇用ができることによって町の再生ができる。そこに生活が始まるという形を描きながら取り組んでまいりたいと思っております。

帰還困難区域につきましては、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意に揺らぎはございません。私自身、就任後間もなく帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外を訪問いたしました。家屋の荒廃が進む中で避難指示が継続し、いまだに多くの方々が避難生活を余儀なくされていることを実感いたしました。

来年で震災から10年を迎える中で、拠点区域外の具体的な方向性を示せていないことを心苦しく思っております。対応方針の検討を責任を持って、先ほども申しましたけれども、時間軸も含めて、遅れることなく進めてまいりたいと思います。

さらに、帰還困難区域を抱える6町村の復興を着実に進めるためには、避難指示解除区域や拠点区域への帰還、居住に向けた動きを加速させることも重要であります。このため、各町村の強みを生かした産業の活性化、生活環境の充実などを、関係省庁と連携して具体策を講じてまいりたいと考えております。

福島イノベーション・コースト構想につきましては、ロボットや廃炉などの主要プロジェクトの推進やイノベ機構の体制強化に向け、引き続き関連予算の確保に努めてまいります。

浜通り地域で産業集積を形成するために、1社でも多く県内企業に参加いただけるように、浜通り地域と県内他地域の企業間の連携の促進、マッチングや地元裨益の向上に取り組んでまいりたいと思っております。折に触れて東京電力にもこの話をしっかりしておりますので、また県と連携をとらせていただきたいと思います。

来月開館する伝承館への来訪を促進して、情報発信や交流人口拡大の拠点となるように、またこれも検討、地元の自治体と連携をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

福島新エネ社会構想につきましては、2021年度から2030年度までの第2フェーズに取り組むべき内容について、今年5月、今後のさらなる展開の方向性を示しました。再エネ社会の構築や実装、水素の研究開発のリード、地元での利活用による水素社会のモデルの構築に向けて、引き続き県内企業の再エネ分野での技術開発支援を含めて関連予算を確保し、国家プロジェクトとして福島の方々と連携して取組を進めてまいりたいと思っておりますが、つくことはできても社会に実装できなければ意味がないということで、まずはその製造拠点の地域でどう実装するかということも含めて、これもまた連携をとらせていただきたいと思います。

風力関連産業の振興につきましては、これまでも県沿岸部における太陽光発電や阿武隈山地における風力発電の導入拡大に向けて、福島県内の再エネ導入拡大や、導入拡大を通じた風力産業を含む再エネ関連産業の育成などの支援に努めてまいりました。

引き続き、関連機関とも連携し、港湾設備の利用も含め、風力関連産業の振興、支援を進めてまいりたいと思っておりますので、これもいわき市、県と連携をとりながら、港湾の管理者であります県と、また、国交省とも連携をとりながら、しっかり対応してまいりたいと思っております。

農林業者に対する休業補償につきましては、東京電力において専用のコールセンター設置や、JA主催の相談会での個別相談などを実施していると承知しております。引き続き農業者の思いをしっかりと酌み取った上で、迅速かつ適正な措置を行うよう東京電力を指導してまいりたいと思っております。

先ほど立谷市長から、一次産業の製品のイベントのお話がありました。これにつきましては、経産省の復興特別会計予算において、地域の伝統・魅力等発信支援事業として6月1日に採択をしたところでもありますので、これは継続的にしっかりと支援をしてまいりたいと思っております。

また、放射線に対する教育は、前回もお話がありまして、立谷市長とお会いするたびにこの話が出てくるのでありますが、しっかり学校で教育できるように読本の整備も含めて、私のところの茨城ではやっているのですけれども、そういったことも含めて各県に働きかけていき、また、文科省に働きかけていくということも大変重要なことであると思っておりますので、これもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

福島の復興に向けてやれることは全てやるという思いの下で、引き続き被災者の皆さんに寄り添って全力で取り組んでまいりますので、私どもでできることは何なりと申しつけていただきたいと思いますし、こういった場のみならず、平素の陳情また連携の中で、ぜひこういった声を聞かせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○横山復興副大臣 続きまして、小泉環境大臣から回答をお願いいたします。

○小泉環境大臣 ありがとうございます。

まず、除去土壌等の福島県外最終処分について御指摘をいただきました。中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分という方針は、国としてのお約束であるとともに、法律にも規定された国の責務であります。今後ともしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

環境省としては、現在、除去土壌等の減容に関する技術開発や再生利用の推進、処分場の構造の技術的検討などを進めています。例えば南相馬市東部仮置場、飯館村長泥地区における実証事業では、盛土を造成し、空間線量率などのモニタリングの結果から、安全性を確認済みです。

飯館村においては、今年度から農地造成工事に着手をして、試験栽培も継続実施をしています。また、私もお伺いしたときに地元の方々から、食べ物をやりたいというリクエストがございましたので、今ではそちらのほうも着手をしております。

そういった成果を前提として、最終処分地に関する具体的な調整に順次着手しようと考えています。今後とも、2016年に策定した技術開発戦略及び工程表に沿って、具体的な取組を着実に前進させていきます。

次に、帰還困難区域の復興・再生について御指摘をいただきました。

環境省としては現在、特定復興再生拠点区域内の解除に向けて、家屋等の解体・除染を進めているところであり、まずはこれを着実に実施してまいります。拠点区域外の帰還困難区域の対応については、各自治体の置かれた状況が異なるということを踏まえて、各町村の御要望もしっかり受け止めながら、政府全体として検討を進めてまいります。

次に、ふくしまグリーン復興構想や再エネ導入拡大といった未来志向の取組の推進についても御指摘をいただいています。

先ほど申し上げたとおり、今月27日に内堀知事と協定を締結しました。この協定締結の背景には、福島県全体の復興のため、中間貯蔵施設や廃棄物関連施設などを受け入れていただいた浜通り地域の復興や、風評被害を受けている地域の振興に、環境省の本来の得意分野である脱炭素、資源循環、自然共生といった環境施策の面から貢献したい、そういう思いがあります。

福島県には、9月5日、指定70周年を迎える磐梯朝日国立公園がありまして、今日、小椋村長もいらっしゃいますが、来週、北塩原村で記念の式典もあります。また、尾瀬や日光などの国立国定公園を始め、すばらしい自然環境を有しています。さらに、2020年時点での県内エネルギー需要量に占める再生可能エネルギーの導入割合は約40%という非常に高い割合を示していて、まさに福島県は再生可能エネルギー先駆けの地として全国のモデルになっています。

環境省は、10年間をかけて2030年までに再生可能エネルギー100%の目標を立てています。今年の4月から環境省の所管の8つの施設で電力の切替えをして、再生可能エネルギー100%にしました。例えば東京の新宿御苑は、去年までは再エネ30%だったのですが、今年の4月から100%に一気に上げました。しかし、電力単価は全く変わらなかったということです。

何が言いたいかという、よく再生可能エネルギーは高いという思い込みがあります。海外では、既に石炭よりも安い、そういう現実も一部出てきています。日本の中でも、既にスポットで見れば、再生可能エネルギーは限界費用ゼロ、そこまでいっているところもあれば、我々の実例のように、再生可能エネルギーに切り替えても電力単価は変わらない。再エネは必ずしも高くない、そういう現実も出てきていますので、我々はマニュアルも作って自治体のほうにもお示しをしてありますので、今日御出席の福島県の各自治体の皆さんには、役所での電力の再エネへの切替えなど、我々も一緒になってサポートさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ取り組んでいただければと思います。

こうした福島県の持つ環境面での強みをさらに伸ばして、環境先進県としての福島県の取組を支援することで、復興にも大きく貢献することができると考えています。

次に、風評払拭・風化防止について御意見をいただきました。

県との未来志向の協定締結を機に、環境先進県としての取組を積極的に支援していくことは、国内外からの風評払拭にもつながると考えています。

また、環境省では、リスクコミュニケーションに関する取組も進めています。具体的には、放射線に関して住民が抱える健康不安に対応するための研修、セミナーなどの充実、リプルンふくしまや中間貯蔵工事情報センターなどによる情報発信、新宿御苑でのイベントなどを活用した福島の実地環境再生の状況の発信なども行っています。今後もこうした取組を着実に実施していきます。

環境省は、常に福島県とともにある。本日いただいた様々な御意見を始め、関係する皆様のお話をしっかりと伺いながら、福島の実地環境再生に向けて全力で取り組んでまいります。ありがとうございました。

○横山復興副大臣 続きまして、菅家復興副大臣から回答をお願いいたします。

○菅家復興副大臣 それでは私から、いただいた御意見に対してお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、室井市長より、野生キノコ等の出荷制限について御意見をいただいたわけであり

ますが、非破壊検査法については、現在、厚生労働省において、複数の非破壊検査機器を対象といたしまして、実用化に向け、測定条件と精度の関係等を研究していると承知しており、実は大いに期待しているところであります。

検査制度については、検体を採取する区域が、生育条件、空間線量率、集荷実態等から一体性が認められる場合には、複数市町村を一区域として扱うことも検討をしているところでございますので、引き続き関係省庁・県と連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、小椋村長から、被災地の人的支援について御意見をいただいたわけですが、これにつきましては被災自治体の職員確保のため、全国の自治体からの職員派遣や被災自治体による任期付職員の採用等に要する経費について、全額国費で支援しているのが現状であります。また、復興庁において、非常勤の国家公務員を採用して被災市町村に駐在させる取組を行ってまいります。

今後とも、復興の進捗状況を踏まえながら、総務省や被災自治体等とも連携をいたしまして、地域の実情に応じて人材の確保に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、立谷市長から、医療人材の確保及び公立病院に対する財政支援について御意見を頂戴いたしましたところであります。重要な課題ですね。これにつきましては、被災地域の医療の再生のために、福島県の地域医療再生基金を通じて、地域の医療機関の運営や医療人材確保を支援しているわけでございます。昨年末に閣議決定されました基本方針を踏まえ、引き続き、地域ニーズにきめ細かく対応してまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましても、福島県の取組や、地域の医療機関における取組を厚生労働省と連携の上、引き続き支援してまいりたいと考えているところでございます。

次に、清水市長から、道路ネットワークの構築について御意見をいただいたわけですが、常磐自動車道の全線4車線化につきましては、第2期復興・創生期間における復興加速化の観点から極めて重要でございまして、国土交通省とも連携しながら、実現に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えております。

私からの回答は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○横山復興副大臣 続きまして、松本現地対策本部長から回答をお願いいたします。

○松本現地対策本部長 昨年9月に着任をいたしましてから約1年が経過しようとしております。この間、原子力災害現地対策本部長といたしまして、浜通り15市町村を訪問し、各町村の状況を受け止めながら、福島復興・再生に取り組んできたところであります。

私からは、4点申し上げたいと存じます。

まず、ALPS処理水につきましては、福島県内の様々な方々からお考えを伺ってまいりました。また、皆様方におかれましても、私が座長を務めております御意見を伺う場に参加をいただいたことに対し、改めて御礼を申し上げたいと存じます。

本件につきましては、地元である福島の皆様の御意見を大切にすべきものと考えているところであります。今後の政府内での検討に際しましては、現地対策本部長として地元の声をしっかりと届けてまいりたいと存じます。

東京電力福島第一原発の燃料デブリ、また、使用済燃料につきましてでありますけれども、まずは性質や状況の把握を進める必要があると考えているところであります。その上で安全に保管・管理を行い、中長期ロードマップに基づいて、国として責任を持って適切に対処してまいりたいと存じます。

帰還困難区域につきましては、まずは特定復興再生拠点区域の整備と避難指示解除に向けまして、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。その上で、拠点区域外につきましては、新型コロナウイルスの緊急事態宣言の解除の後、すぐに地元を訪問し、改めてお話を伺ったところであります。

その際、震災から10年を迎える中、自分の家に帰れずに苦しんでいる住民がいる、また、早急に拠点区域外の方針を示してほしいなどの御意見を頂戴したところでありまして、大変重く受け止めているところでもあります。

来年は、拠点区域の避難指示解除に向けたプロセスも本格化をしてまいります。現地対策本部長として、地元の声を拠点区域外の対応方針の検討に結びつけられるようしっかりと調整をしてまいりたいと存じます。

コロナ禍によりまして、被災地の産業復興に遅れが生じないようにすることが大変重要であると考えております。そのため、官民合同チームが1,800の事業者コロナ禍の影響をお伺いいたしました。また、その影響を軽減するために、資金繰りや給付金など支援策の活用をサポート、企業立地補助金の申請期間の延長といった柔軟な対応、サプライチェーン対策補助金につきまして、浜通り地域に新たに立地する事業者には、補助支援を上乘せしていくなど、取組をさせていただきました。引き続き、必要な支援を講じてまいります。

また、御指摘いただいたように、観光への影響も甚大であります。新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえつつ、皆様の意見を伺いながら、広域的な連携の下、交流人口の拡大を図り、地域外から新たな消費を取り込むことで、地元企業の稼ぐ力の強化につなげてまいりたいと存じます。

本日いただいた様々な御意見を受け止め、現地対策本部長として引き続き全力を尽くしてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○横山復興副大臣 続きまして、石原環境副大臣から回答をお願いいたします。

○石原環境副大臣 環境副大臣の石原宏高でございます。

本日は、様々な御意見をいただき、ありがとうございます。私のほうからは、4点ほど回答をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目ですけれども、中間貯蔵施設と特定廃棄物埋立処分施設に関わる施設整備及び輸送について御指摘をいただきました。

中間貯蔵施設の整備については、これまで用地全体の7割超、民有地については約9割

の契約に至っており、着実に進んでいます。大切な土地を御提供くださった地権者の皆様に、心より感謝を申し上げます。

また、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、2021年度、令和3年度までに、帰還困難区域を除く福島県内の除去土壌等の搬入をおおむね完了することを目指し、安全を第一に、今年度は前年度と同程度の量を輸送することとしております。

汚染廃棄物処理については、今年3月の双葉町の減容化施設の稼働開始により、国が設置を計画していた全ての減容化施設の整備が完了し、これらの施設で減容化した汚染廃棄物の特定廃棄物埋立処分施設における埋立処分事業も着実に進んでいるところであります。引き続き安全第一を旨として、地元の皆さんの信頼を大切にしながら取組を進めてまいります。

2点目は、仮置場などの原状回復と、除染後農地の不具合の解消について御指摘をいただきました。環境省が実施する仮置場の原状回復については、地元の皆様と相談しながら、営農再開などに向けて取組を推進してまいります。

除染や仮置場としての使用により生じたと考えられる農地の不具合については、これまでも環境省においてその解消のために必要な措置を講じていると認識しております。引き続き、個々のケースにおける状況や原因を踏まえ、関係省庁支援事業とも連携しつつ、必要な措置を講じてまいります。

次に3点目でございますけれども、有害鳥獣被害の対策について御指摘をいただきました。イノシシなどの鳥獣被害対策については、福島県において指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用し、イノシシなどの捕獲が行われております。また、帰還困難区域内においては、環境省がイノシシなどの捕獲事業を実施しており、昨年度は一昨年度の2倍となる2,000頭以上のイノシシを捕獲したところでございます。

捕獲に当たっては、帰還後の生活や経済活動が行われる箇所に集中して実施をするなど、引き続き福島県及び地元市町村などと連携を図りながら進めていく考えであります。

最後に、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等以外で生じた土壌等の処理について御指摘をいただきました。

当該土壌等については、事業者の責任で処理していただくことが基本と考えていますけれども、放射能濃度が高いなどの理由により処理が困難なものについては、個別に御相談をいただきたいと考えております。

最後になりますけれども、これからも関係者の皆様と密に連携しながら一步一步着実に、福島復興・再生に向けて取組を進めてまいります。以上です。

○横山復興副大臣 続きまして、総務省から回答させます。

○総務省 総務省総括審議官の前田でございます。

私のほうからは、2点ほど御回答させていただきます。

まず1点目、普通交付税の算定についてでございます。

東日本大震災によりまして、平成27年国勢調査人口がゼロまたは激減する団体につきま

しては、現在、普通交付税の算定に用います人口を住民基本台帳人口ベースに引き上げるなど、特例措置を講じているところでございます。

今後とも、被災団体の財政運営に支障が生じないように、被災団体の御意見を十分に踏まえながら、適切な交付税算定に努めてまいりたいと考えております。

2点目、被災団体の職員確保に向けた支援についてでございます。

御発言の中にもございましたが、総務省では全国市長会及び全国町村会と連携いたしました中長期派遣スキームを構築しておりまして、東日本大震災等の被災市町村に対しまして職員を派遣させていただいているところでございます。引き続き、地方3団体などと連携いたしまして、応援職員の派遣について積極的な働きかけを行うなど、人材確保に向け、継続して取組を進めてまいる所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○横山復興副大臣 続きまして、農林水産省から回答させます。

○農林水産省 農林水産省でございます。

初めに、福島特措法に基づく農地の利用集積の推進についてお答えいたします。

今回の特措法の改正では、農地集積を進めるための計画を、市町村に加えまして、新たに県が作成できるという特例を創設いたしました。具体的な農地の集積を進めるに当たっては、県や市町村等の地域の関係者が一体となった取組体制を構築して、例えば地域で担い手が不足する場合に外から担い手を呼び込むことなども含めて、現場の実情を踏まえて、話し合っただけで対応していただくことが重要かと考えております。農林水産省といたしましても、県、JA、市町村等の関係機関と連携して適切に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水揚げ拡大など、浜通り地域の水産業復興に必要な水産関係施設整備等への支援についてお答えをいたします。

福島県の水産業におきましては、今年の2月に全魚介類の出荷制限指示が解除され、今後は水揚げ拡大を促進する取組が重要になってくると認識をしております。荷捌き、加工施設などの水産関係施設等の整備につきましても、具体的な要望内容を踏まえた上で、関係省庁とも相談をしながら、どのような支援が可能であるかを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、営農再開に向けた取組支援についてお答えいたします。

営農再開の加速化に向けては、先ほど御説明をさせていただきました12市町村への人的支援のほか、広域的な高付加価値化産地の形成による支援、基盤整備等々、必要な事業の予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、改正福島特措法におきましては、6次産業化施設の整備の促進に関する特例も設けさせていただいております。この特例の活用についても、県、JA、市町村等の関係機関と連携をしながら、農林水産省としても適切に取り組んでまいりたいと考えております。

風評被害対策についてお答えをいたします。

依然として根強い風評の払拭に向けて、福島県農林水産業再生総合事業により、第三者

認証GAPの取得促進や、流通実態の調査、販売促進など、生産から流通、販売に至るまでの総合的な支援に必要な予算を引き続き確保してまいりたいと考えております。

有害鳥獣被害対策への支援についてお答えいたします。

農林水産省におきましても、鳥獣被害防止総合対策交付金により、地域ぐるみで行う侵入防止施策や焼却施設の整備、捕獲活動等について、総合的に支援をしております。今後とも、県、市町村、環境省等関係省庁とも連携をしながら、現場の実情を踏まえた鳥獣被害対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、野生キノコの出荷制限についてお答えいたします。

野生キノコにつきましては、形態が多様で種類も多く、その判別が難しいことから、野生キノコを一くくりとして出荷制限が指示されたと承知しております。一方で、解除の条件を満たすことができる場合は、キノコの種類ごとに一部解除できることとなっており、福島県内では、これまでに只見町、西会津町、柳津町等で出荷制限が一部解除された事例があると承知しております。

今後とも原子力災害対策本部から示されている出荷制限解除の考え方に従って、地域の状況も踏まえながら、関係省庁、県とも連携して適切に対応していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○横山復興副大臣 最後に、私からも回答を申し上げます。

菅野村長から、学校の廃校舎の利用について御意見をいただきました。既存ストック活用まちづくり支援事業を活用した村内3地区における調査について、本年6月に交付決定をいたしました。まずはこの調査結果を踏まえ、今後どのような支援ができるか、検討してまいります。

鳥獣被害対策について申し上げます。

福島生活環境整備・帰還再生加速事業を活用して、市町村からの申請に基づき、河川敷の草刈り、柵や捕獲罠の設置、生息動向調査などの取組を支援しております。

今後とも、避難12市町村鳥獣被害対策会議の場を通じるなどして、現場の実情を把握し、福島県や市町村等と連携しながら、必要な措置を講じてまいります。

本日、国側から回答を申し上げたもの以外にも、皆様からいただいた様々な御意見をしっかりと受け止め、引き続き福島の復興・再生に全力で取り組んでまいります。

御意見に対する国からの回答は以上とさせていただきます。

ここで内堀知事から御挨拶をお願いいたします。

○内堀知事 大臣を始め、政府の皆さんには、私たちの思いをしっかりと受け止めていただき、真摯な回答をいただきました。ぜひ今後とも私どもの思いに前向きに対応していただくようお願いいたします。

この場を借りて、改めて2点共有させていただきたいことがあります。

1点目は、福島県内の市町村、各自治体でそれぞれ状況が異なる、復興のステージが違うということでもあります。この差がそれぞれの施策に反映されることとなります。市、町、

村、あるいは同じ自治体の中でも地域によって状況が大きく違うのだということを共有できればと思います。

2点目は、ウィズコロナ、ポストコロナについてであります。

前回の協議会は2月24日に開催されました。そのとき、このようにマスクをつけていることはありませんでした。しかし、今、我々はソーシャルディスタンスをとらざるを得ない。しかも、それが長く続くという状況にあります。

したがって、今、私たちが作ってきた復興に係る計画、構想、ビジョン、こういったものの前提が大きく異なっています。あるいは、様々な施策も対面を前提としたものがたくさんあります。ところが、今はそれができない。それがウィズコロナです。

こういう状況下において、今後福島復興・再生を5年、10年と長きにわたって続けていくために、こういった新たな状況変化に応じた計画の見直し、あるいは施策の見直しというものが必然であります。

こういった2点について皆さんと共有をしながら、しっかり今後の取組を進めていきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○横山復興副大臣 それでは、最後に田中復興大臣から締めくくりの挨拶を申し上げます。

○田中復興大臣 本日は、皆様から本当に幅広い御意見をいただきました。心より感謝、御礼を申し上げる次第でございます。

本日いただきました様々な御意見をしっかりと受け止め、来年度予算の要求や今後の復興施策への反映を検討してまいります。

また、今後も、本日のように、国と地元の皆様が対話をする場を設けてまいりたいと存じておるところでございます。

福島の復興・再生をさらに加速できるよう、現場指揮を徹底し、被災者に寄り添いながら、スピード感を持って対応してまいりますので、引き続きの御協力のほどよろしくお願いいたします。

特に今、知事さんから2つの重要な御指摘がございました。この点についてもさらに重く受け止めて、対応してまいりたいと思えます。

本日は、本当にありがとうございました。

○横山復興副大臣 ありがとうございました。

本日の会議資料につきましては全て公表とし、また、議事については、構成員の確認をいただいた上で、復興庁ホームページにおいて速やかに公表させていただきます。

会議の内容については、この後のぶら下がり記者会見において、田中復興大臣からブリーフィングを行います。

本日の会議は、これで終了させていただきます。大変御苦労さまでございました。